

別添 7 個体識別情報活用事業

第 1 事業の内容

事業実施主体は、牛の個体識別制度の適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が同制度を的確に実施するため、同制度の運営に関する検討会の開催、現地での有効活用等の優良事例の調査及び情報収集等を行うものとする。

第 2 事業の実施

1 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、事業実施主体は、委託契約を締結するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和 8 年度とする。

第 3 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第 4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第 1 の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第 5 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第 1 号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第 2 号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業

振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書きにより申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施主体は、(1)のただし書きにより申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した

場合には、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（（2）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の施行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第5の1の交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第5の4の実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

第7 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理について、他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができる。

ものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
個体識別情報活用事業	牛の個体識別制度の適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が同制度を的確に実施するために要する以下に掲げる経費 1 牛の個体識別制度の運営に関する検討会の開催 2 現地での有効活用等の優良事例の調査 3 牛の個体識別制度に係る情報収集等	定額

別紙様式第1号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添7の第5の1の規定に基づき補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）実施計画のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		機構補助 ②	その他 ③	
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 定款
- (2) 直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (3) この事業に係る実施細則等
- (4) 「みどりチェック」チェックシート

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料のうち定款及び直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
実施計画

1 牛の個体識別制度の運営に関する検討会の開催

内容・ 開催時期	事業費	負担区分		備考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

2 現地での有効活用等の優良事例の調査

内 容	事業費	負担区分		備考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

3 牛の個体識別制度に係る情報収集等

内 容	事業費	負担区分		備考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
について、下記の理由により変更したいので、承認されたく、食肉流通経営体
質強化促進事業実施要綱別添7の第5の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月日
令和 年 月 日～令和 年 月 日

注：2及び3は、別紙様式第1号の記に準ずるものとし、補助金の交付決定
のあった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分
等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載するこ
と。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更が
ある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添7の第5の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定額		事業遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	年 月 日まで予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び月別の支出計画を添付すること。

2 添付書類

事業ごとの遂行状況が明らかとなるような資料

3 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号 ○○○○
(フリガナ)
口座名義 ○○○○

別紙様式第4号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）を下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添7の第5の4の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
(別紙様式第1号の別紙に準ずる)
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助	その他	
計				

注1：それぞれの事業項目ごとに記載すること。

注2：備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。

注3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 添付資料

(1) 事業ごとの遂行状況が明らかとなるような資料

(2) 「みどりチェック」チェックシート

7 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号 ○○○○
(フリガナ)

口座名義 ○○○○

別紙様式第5号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）について、食肉
流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添7の第5の5の規定に基づき下記の
とおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還
します。

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金
円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料